

豊かな自然と歴史が織りなす

なごみとロマンと
ふれあいの創造都市

五條市下水道





はじめに……

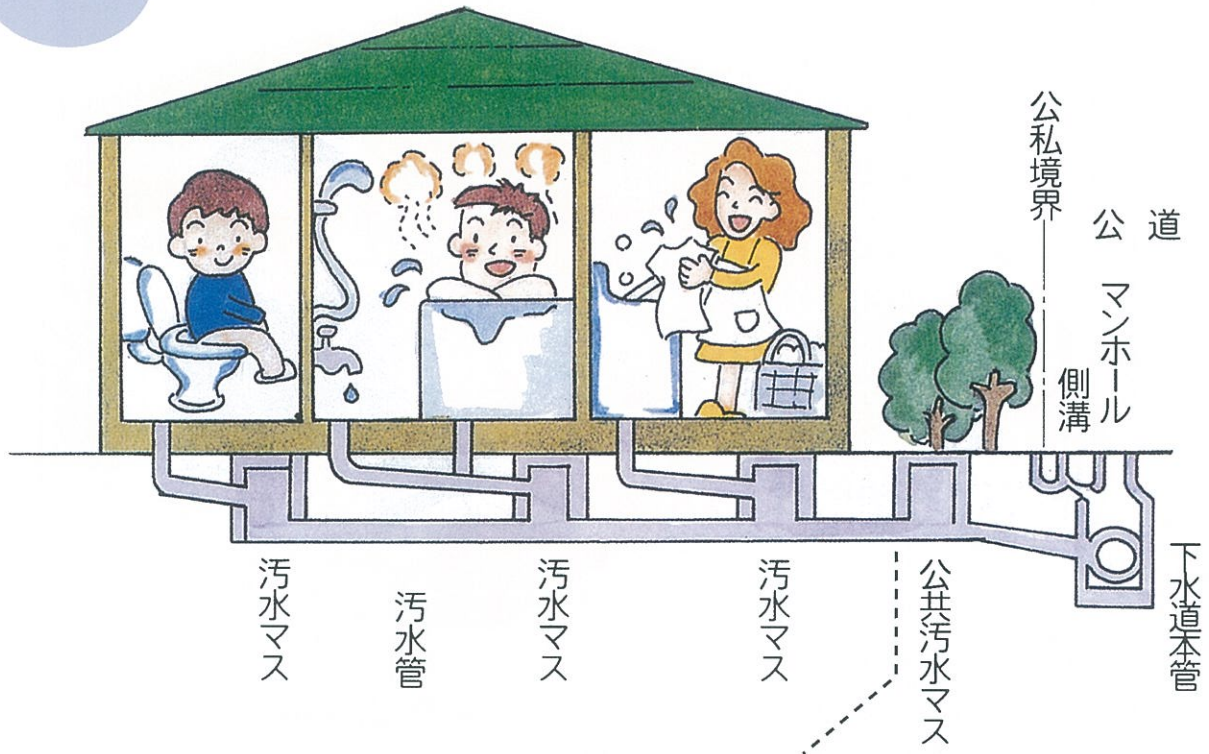
五條市では、市民の皆様にご健康で快適な生活を営んでいただき、公共用水域の水質を保全し、豊かな自然環境を守るため昭和60年度より、公共下水道事業の推進を進めています。

一日も早く本市の下水道が完備して、市民の方々に下水道を使用していただき、快適で豊かな生活環境を築ける様努力しております。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



公共下水道とみなさんの排水設備



	排水設備	公共下水道
設置	個人(建物所有者等)が宅地の配水管や水洗便所の改造を私費で設置する。	市が公共汚水マス、取付管、下水道本管を設置する。
管理	<p>個人が管理する。</p> <p>手におえない故障は、工事をした五條市排水設備指定工事店に連絡して、修理してください。</p> <p>費用は、個人負担になります。</p>	<p>市が管理する。</p> <p>公共下水道の施設の破損、つまり故障は、下水道課迄連絡して下さい。</p>

“五條市の公共下水道は分流式です。”

排水設備も汚水と雨水を別々に

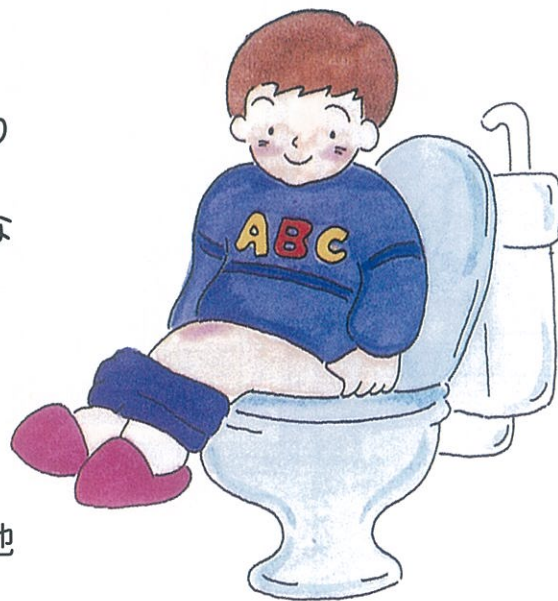
	污水管	雨水管
排水設備	水洗便所、生活排水(台所、風呂、洗たく、洗面所)からの排水を市が設置した公共汚水マスまで流すための専用配水管	宅地内に降った雨を公道内の側溝や雨水マスまで流すための専用配水管



下水道ができると……

1 清潔な水洗便所が 使えます!

いやな臭いがなくなり、お年寄り
や幼児でも、安心して使えます。
「くみとり」のわずらわしさもな
く、**快適な生活**が送れます。



2 し尿浄化槽は 不要です!

し尿浄化槽を撤去すれば、あと地
の有効利用ができます。
また、浄化槽の清掃や消毒等に**必
要な経費**がいりません。



3 まちがきれいに……

家庭や工場からの汚水を、衛生的
に処理しますので、町の溝は雨水
だけ流されるので悪臭のドブや汚
水がなくなり、蚊・ハエの発生が防
止され、**美しいまち**を築くことが
できます。

4 河川が よみがえります!

汚水は、吉野川浄化センターでき
れいに処理されてから、川にかえ
しますので**河川の自然**がよみがえ
ります。

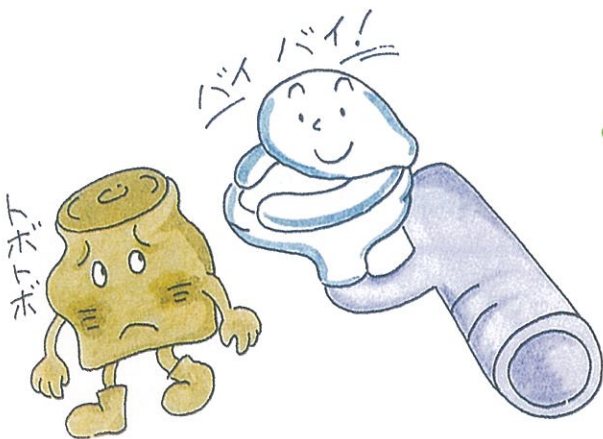
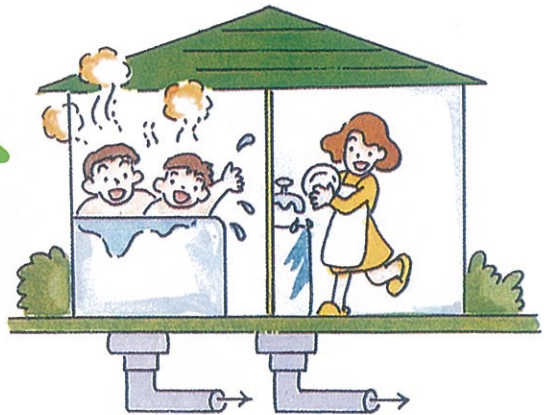


トイレ、排水設備の工事についてのお願い

下水道の使用ができる様になりますと、供用開始の公示をします。公示された区域（処理区域）内に住んでおられる方は、公示のあった日から改造するよう、次のことが義務づけられています。

排水設備は 遅滞なく設置を！

台所、風呂場、洗面所、洗たく場などの汚水は遅滞なく、**公共下水道**へ接続する工事を行なってください。



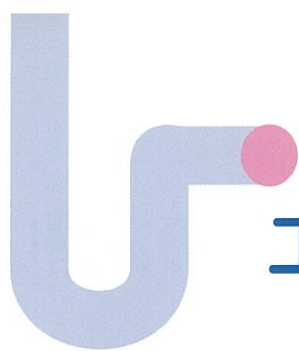
し尿浄化槽の廃止を！

下水道の有効利用と、し尿浄化槽の維持管理費節減、河川の汚濁防止のため、**し尿浄化槽**をすみやかに廃止し、公共下水道へ接続する工事を行なってください。

3年以内に 水洗便所を！

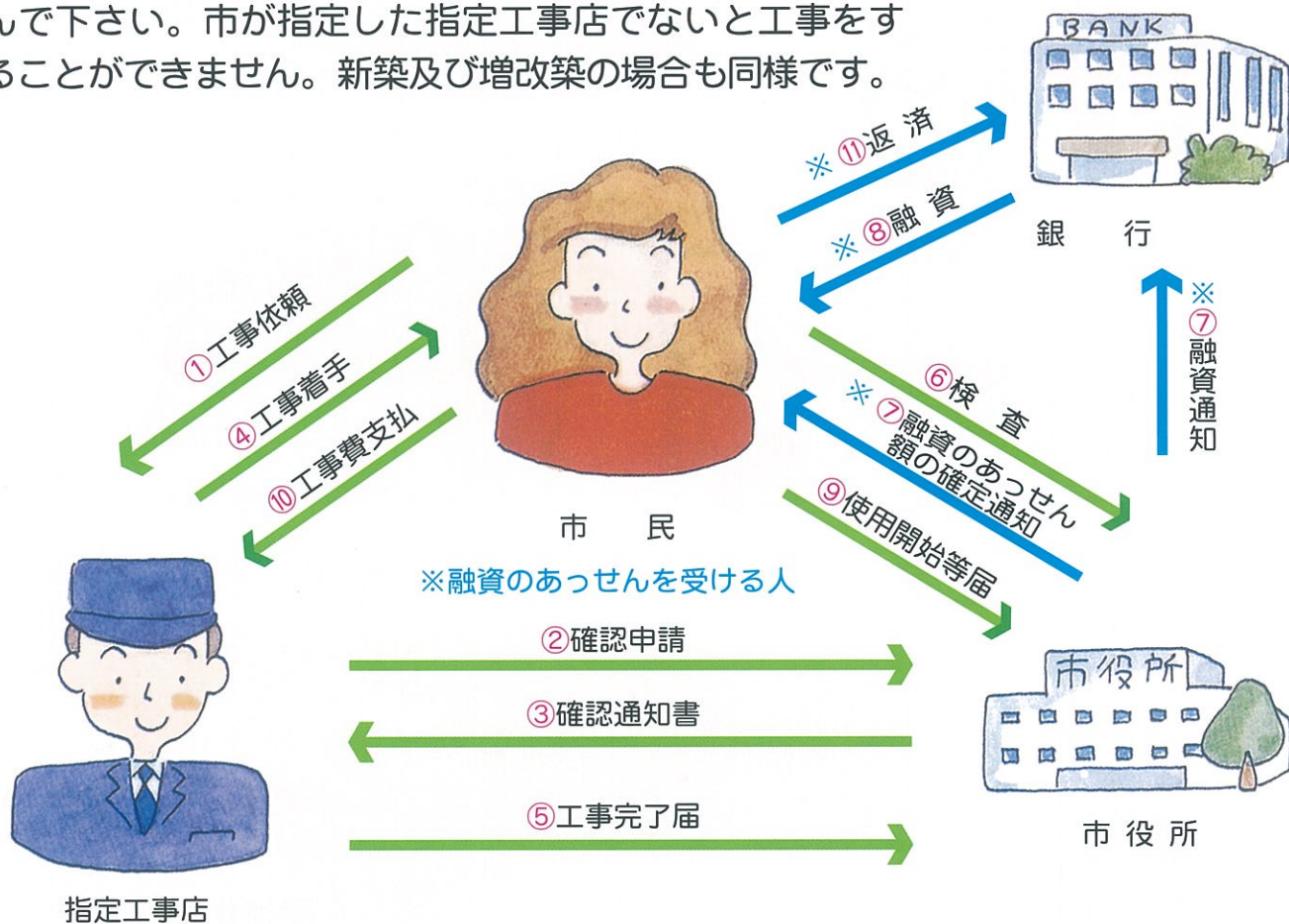
くみとり便所は、**3年以内**に水洗便所に改造してください。



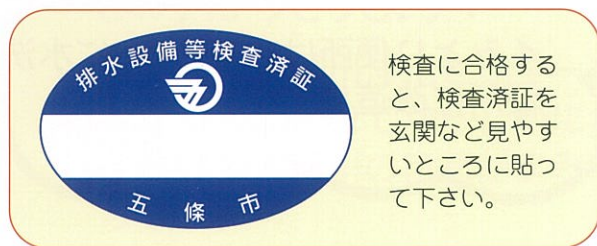


工事の申し込みから検査まで…

排水設備等工事は、市が指定した指定工事店に申し込んで下さい。市が指定した指定工事店でないといことができません。新築及び増改築の場合も同様です。



- ①皆様から指定工事店へ工事の依頼
- ②市役所へ確認申請書提出
(融資あっせんで希望される方は、これらの申請書も同時提出)
- ③書類審査、現地調査のうえ確認通知書交付
(融資あっせんの承認、不承認決定通知書交付)
- ④工事着手
- ⑤工事完了届出書提出
- ⑥市の竣工調査(検査済証交付)
- ⑦合格すれば融資あっせん額確定通知書
(銀行へ融資通知)
- ⑧銀行より決定された金額の融資が行なわれます。
- ⑨公共下水道使用開始等届
- ⑩皆様から、指定工事店へ工事代金の支払
- ⑪融資の翌日より銀行に返済していただきます。



水洗便所改造資金融資あっせん制度

処理区域内において、既設のくみとり便所及びし尿浄化槽便所を水洗便所に改造しようとする方に対し、皆様のご負担を少しでも軽くするために、**水洗便所改造資金融資あっせん制度**を設けています。

● 融資あっせん制度

融資あっせん額

改造工事1件につき、**40万円以内**

償還方法

融資を受けた日の属する月の翌日から**36ヶ月**以内の元金均等月賦償還

利子補給

融資あっせん資金を完済したときは、約定償還までの間の**利子**の金額をおかえしします。

融資あっせん条件

- ① 処理区域内における家屋の所有者又は、その所有者の同意を得た使用者であること。
- ② 市内に居住し、市税を滞納していないこと。
- ③ 自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。
- ④ 融資あっせんを受けた資金の返済能力を有すること。
- ⑤ 市内に住民登録のある確実な連帯保証人1名を有すること。
- ⑥ 取扱金融機関の融資要件を有すること。





下水道使用料について……

下水道使用料は、公共下水道管の清掃、その他の維持管理や吉野川浄化センターの運転等の費用の一部にあてるため、公共下水道を使用される皆様に負担していただくものです。皆様のご理解とご協力をおねがいします。

下水道の使用料は、特別の場合を除き、**毎月水道料金と同時に徴収**させていただきます。

※水道水をお使いの場合は、水道の使用水量を下水の使用水量とみなします。

※水道以外の水をお使いの場合は、その使用実態を調査のうえ、市でメーターを設置します。

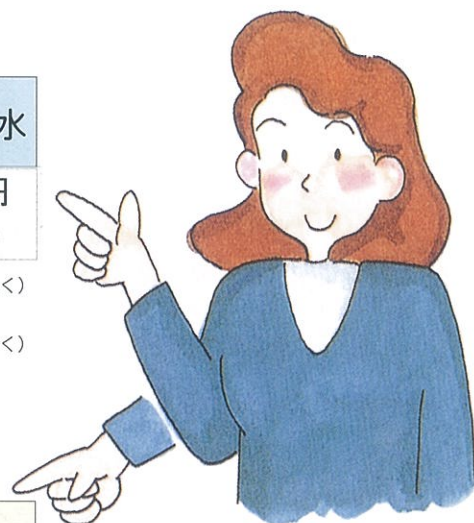
※製氷業者等で使用水量と排除汚水量が著しく異なる場合は、申告に基づいて市で認定します。

●汚水量によって定める使用料(水量使用料)

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	特定排水
	公衆浴場	一般家庭		
水量使用料 〔汚水排出量1立方メートルにつき〕	55円 (税込)	110円 (税込)	165円 (税込)	220円 (税込)

※中間排水とは、工場その他の事業場(公衆・共同浴場及び市長が認める公共または公益関係の業種を除く)からの汚水排水量が1ヶ月300立方メートルを超え、750立方メートル以下の部分をいいます。

※特定排水とは、工場その他の事業場(公衆・共同浴場及び市長が認める公共または公益関係の業種を除く)からの汚水排水量が1ヶ月750立方メートルを超える場合にその超える部分をいいます。



●汚水の水質によって定める使用料(水質使用料)

水質区分	水質使用料 (汚水排出量1立方メートルにつき)	
	生物化学的酸素要求量	浮遊物質質量
200ミリグラムを超え 300ミリグラム以下	13.2円(税込)	18.7円(税込)
300ミリグラムを超え 600ミリグラム以下	40.7円(税込)	53.9円(税込)
600ミリグラムを超え1,000ミリグラム以下	89.1円(税込)	114.4円(税込)
1,000ミリグラムを超え1,500ミリグラム以下	151.8円(税込)	192.5円(税込)

※水質使用料は特定排水であって水質が上記の表に該当する場合に水量使用料に加算されます。

●消費税

使用料は消費税を含んでいます。一元未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とします。

使用料のお支払いは、**口座振替**をご利用ください。

あなたの預金口座から自動的に収めていただく

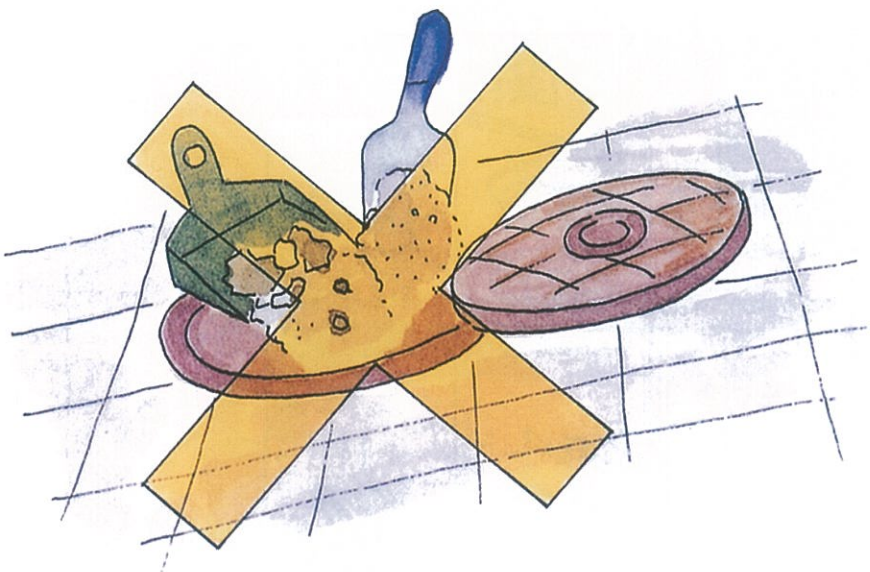


正しく使いましょうー大切な下水道



- 水洗トイレには、**溶ける紙**以外は流さないでください。
- 台所の**ゴミ**は流さないでください。
- 洗剤のご利用は**無リン洗剤**をお使いください。



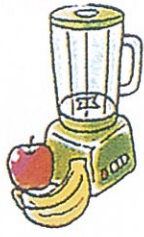
- 下水道管に**薬品、アルコール、ガソリン**類を流さないでください。







- マンホールに**ゴミ**や**土砂**を捨てないでください。

くらしの中から出る汚れの例

国立環境研究所調べ

<p>200ml</p> <p>コップ一杯を流しに捨てると これだけの汚れが川へ海へ</p>	<p>コーヒー</p> 	<p>みそ汁</p> 	<p>生ジュース</p> 
<p>汚れのおおよその値BOD</p>	<p>1.2g</p>	<p>7.4g</p>	<p>15.4g</p>
<p>魚が住める水質 (BOD 5 mg/ℓ程度) にするために必要な水量 は、風呂おけ何杯分?</p>	<p>1杯</p>	<p>5杯</p>	<p>10杯</p>

<p>米のとぎ汁 一回目にでる分</p> 	<p>牛乳</p> 	<p>ラーメンの汁</p> 	<p>ビール</p> 
<p>2.4g</p>	<p>15.6g</p>	<p>5.4g</p>	<p>16.2g</p>
<p>2杯</p>	<p>10杯</p>	<p>4杯</p>	<p>11杯</p>

(浴槽一杯は300リットル)



マンホール蓋



※五條市公共下水道事業に使用するマンホール蓋は、五條市の花「ききょう」をデザインした蓋を使用します。

下水道に関する問い合わせは……

- 公共下水道の整備計画について
- 公共下水道の工事について
- 排水設備等について
- 下水道使用料、融資あっせん制度について



下水道課まで
0747-22-4001



ゴーちゃん

五條市